解散公告

当組合は、平成二十七年三月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月九日

福岡市博多区住吉一丁目二番二五号
有限責任事業組合福岡都市成長戦略プロジェクト
清算人　星野　裕志

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年三月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月九日

埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目一七二番地二
埼玉県石油業厚生年金基金
代表清算人　井橋　吉一

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月九日

長野市南長池七一〇番三
長野県トラック事業厚生年金基金
代表清算人　岩下　勝美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月十七日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月九日

富山県高岡市城東一丁目一番八号
医療法人社団健生会
清算人　市堰　英之

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月九日

岡山県倉敷市松江一丁目一三番二五号
破産者　有限会社大森タイヤサービス
右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十五年（フ）第二四九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七五、五七六、八七九円

一、配当することのできる金額

金一一、〇九二、〇五〇円

平成二十七年四月九日

岡山市北区南方二―八―二五　大三ビル二階
破産管財人　首藤　和司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区平井六丁目二三五番地
一、最後の住所札幌市中央区北二条東七丁目八二番地ラポール永山公園一三一四号
被相続人　亡　平井　正利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月九日

札幌市中央区大通西一〇丁目ＮＹビル三階
弁護士法人吉田康紀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　康紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市花園二丁目四八六番地の三三、最後の住所青森市花園二丁目三六番一〇号
被相続人　亡　横山　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月九日

青森市長島二丁目一三番一六号　かわさき
ビル二階　いそ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区斎藤分町三七番地、最後の住所神奈川県逗子市沼間四丁目一二番三―一〇三号
被相続人　亡　宇佐美アケミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月九日

川崎市高津区溝口二丁目三番一〇号　内田ビル三階
相続財産管理人　弁護士　青木　亮祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市上戸町北方二字一一一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　梅田　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月九日

石川県鳳珠郡穴水町大町チの二四番地四スタークイーン穴水一階おくのと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中上　勇輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字三ツ和一〇三三番地
一、最後の住所長野県中野市大字三ツ和一〇三三番地の一
被相続人　亡　中山徳太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月九日

長野県長野市稲里町中央一丁目一三番一八号、事務所長野県長野市大字鶴賀田町二一四四番地四　相続財産管理人　松本　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市黒鳥町三丁目二〇二番地五五、最後の住所大阪府堺市南区野々井一一四番地九
被相続人　亡　中村　洋俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月九日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人　弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市高松東二丁目六八〇六番地、最後の住所大阪府泉佐野市市場西三丁目九番二八号関西サナトリウム
被相続人　亡　近藤　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月九日

大阪府岸和田市上野町東二二番一四号
相続財産管理人　羽田　康毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県柳川市小道具町一一番地六、最後の住所福岡県柳川市三橋町蒲船津一二五八番地六
被相続人　亡　尾上浩一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月九日

福岡県久留米市城南町二〇―三―一Ｆ
相続財産管理人　弁護士　宮地信太郎

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十七年三月十七日、神戸地方法務局にて設立登記を完了し、社会福祉法人神戸光の村がここに発足しましたのでお知らせ致します。

平成二十七年四月九日

神戸市北区淡河町木津三八三
社会福祉法人神戸光の村
理事長　東馬場良文